



「永年勤続従業員表彰」募集のご案内

商工会では、従業員の定着と福利厚生充実を目的に、事業主のご協力を得て「永年勤続従業員表彰」を毎年実施しています。例年、20事業所、約60名ほどの従業員の方々が表彰されています。

従業員表彰を希望される事業主の方は、同封の「申込書」にて、期限までに商工会にお申込みください。

【表彰の内容】

- ・勤続年数により表彰（八百津町商工会長名での表彰になります）
原則として 5年・10年・15年・30年 の4区分
- ・記念品等
表彰される従業員にお渡しするものは、表彰状（筒入り）と記念品（商品券）です。
なお、記念品は勤続年数に関わらず同じ商品となります。
- ・費用負担
費用総額の2分の1程度を事業主でご負担いただき、残りは商工会にて負担します。
金額として、表彰を受けられる従業員おひとりにつき、3,000円のご負担をお願いいたします。

【お申込み】

- ・申 込 先：八百津町商工会（FAX可 43-2448）
- ・申込期限：令和8年9月24日（木）
- ・負 担 金：産業文化祭終了後に表彰状等のお渡しと負担金額についてご連絡します。
表彰状等をお受け取りの際、引き換えに負担金のお支払をお願いします。

【永年勤続従業員表彰式】

八百津町産業文化祭開会式にて、勤続年数別の代表者による表彰式を行います。代表受領者については、後日ご出席依頼を所属会社宛に送付させていただきますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

- ・日時：令和8年11月7日（土） 9時～
- ・場所：八百津町ファミリーセンター大ホール



熱中症や自転車事故など日常生活でのトラブルにも対応 「福祉共済」で経営者も従業員も安心

「全国商工会福祉共済」は、商工会が全国組織として取り扱う団体保険です。
交通事故や不慮の事故（交通事故以外の急激かつ偶然な外来事故）に対して、業務中、業務外を問わず24時間補償します。特約で医療やがんに特化した補償を付加することもできます。

労災保険の上乗せ補償になり、経営者が福利厚生を目的に従業員を被保険者に加入し掛金を拠出する場合は経費算入が可能です。

【けがの補償】けがによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償します。



2,000円
コース加入
33日間入院で
264,000円
お支払い

仕事中、ベルトコンベアに左手を巻き込まれ、左腕を骨折。



2,000円
コース加入
46日間入院で
368,000円
お支払い

ゲレンデで、バランスを崩し転倒。右肩を強く打ち、肩腱板断裂。

【熱中症の補償】急激な日射（熱射）により身体に障害を被った際に補償します。



猛暑の中、工事現場作業中に熱中症になってしまった。



猛暑の中、スポーツをしていたら熱中症になってしまった。

【個人賠償責任補償】日常生活における様々な賠償事故を補償します。



自転車を運転中、あやまって他人と接触してケガをさせてしまった。



飼い犬が散歩中に他人に噛みつきケガをさせてしまった。



買物中、あやまって商品を落として割ってしまった。

【福祉共済の掛金と補償単価】

「病氣」の補償のみのご加入はできません。
ご加入は「けが」の補償とセットです。

加入プラン		「けが」の補償				加入プラン	「病気」の補償			
		傷害プラン			シニア傷害 プラン		傷害ライト プラン*10	医療特約	シニア 医療特約	
		2,000円 コース	3,000円 コース	4,000円 コース						
契約年齢 *1		満6歳～65歳 (継続加入は満74歳まで) 継続加入で75歳となった場合は シニア傷害プランに自動的に移行します。			満66歳～80歳 (継続加入は 満85歳まで)	満6歳～65歳 (継続加入は 満74歳まで)	契約年齢 *1	満6歳～65歳 66歳となった場合 はシニア医療 特約に自動的に 移行します。	満66歳～74歳 (継続加入は 満80歳まで)	
月払掛金 *2		2,000円	3,000円	4,000円	2,000円	1,000円	月払掛金 *2	1,000円 *11		
共済金額	死亡 共済金	交通事故	1,000万円	1,500万円	2,000万円	700万円	400万円	疾病入院 共済金 (1日あたり)	5,000円*12 (1日～120日まで)*13	4,000円*12 (1日～120日まで)*14 75歳以上は 2,000円*12
		不慮の事故	800万円	1,200万円	1,600万円	500万円	300万円			
		天災 (地震・噴火・津波)	400万円	600万円	800万円	100万円	100万円			
	後遺障害 共済金	交通事故	1,000万円 ～10万円	1,500万円 ～15万円	2,000万円 ～20万円	700万円 ～7万円	400万円 ～4万円	*3*14 疾病手術 共済金	*15 重大手術 入院中 入院以外	*12 20万円 5万円 2.5万円 75歳以上は*12 重大手術*15 8万円 入院中 入院以外 2万円 1万円
		不慮の事故	800万円 ～8万円	1,200万円 ～12万円	1,600万円 ～16万円	500万円 ～5万円	300万円 ～3万円			
		天災 (地震・噴火・津波)	400万円 ～4万円	600万円 ～6万円	800万円 ～8万円	100万円 ～1万円	100万円 ～1万円			
	手術 共済金 *3	交通事故 不慮の事故	20・10・5 万円	30・15・7.5 万円	40・20・10 万円	10・5・2.5 万円	10・5・2.5 万円	放射線治療 共済金 *3	5万円*12	4万円*12
		天災 (地震・噴火・津波)	10・5・2.5 万円	15・7.5・3.75 万円	20・10・5 万円	5・2.5・1.25 万円	5・2.5・1.25 万円			
	入院 共済金 (1日あたり) *4	交通事故 不慮の事故	8,000円*8 (1日目～1,000日目)	12,000円*8 (1日目～1,000日目)	16,000円*8 (1日目～1,000日目)	5,000円*8 (3日目～1,000日目)	4,000円*8 (1日目～1,000日目)	先進医療 共済金	610万円 ～10万円*12 お支払いは 実費*20となります。	*17 488万円～8万円 1回のお支払いは 実費*20の8割程度 となります。
		天災 (地震・噴火・津波)	4,000円*8 (1日目～1,000日目)	6,000円*8 (1日目～1,000日目)	8,000円*8 (1日目～1,000日目)	2,500円*8 (3日目～1,000日目)	2,000円*8 (1日目～1,000日目)			
通院 共済金 (1日あたり) *5	交通事故 不慮の事故	3,000円 *9 (3日目～100日目)	4,500円*9 (3日目～100日目)	6,000円*9 (3日目～100日目)	1,500円*9 (3日目～100日目)	1,500円*9 (3日目～100日目)			*18 75歳以上は 244万円～4万円 1回のお支払いは 実費*20の4割程度 となります。	
	天災 (地震・噴火・津波)	1,500円 *9 (3日目～100日目)	2,250円*9 (3日目～100日目)	3,000円*9 (3日目～100日目)	750円*9 (3日目～100日目)	750円*9 (3日目～100日目)				
熱中症の補償		天災と同額の補償			天災と 同額の補償	補償対象外				
個人賠償責任保険金額 *6		1事故2億円限度 *7			1事故 2億円限度 *7	補償対象外				

「けが」の補償

- お子様(6歳)から高齢者まで補償!
(継続加入で85歳まで)



- ご職業による掛金差はありません



- 地震・噴火・津波によるけがも補償!



- 台風や水害によるけがも補償!



- 熱中症も補償!

※「熱中症」の補償は
傷害ライトプランには
付帯していません。



- 長期の入院でも安心!
最長1,000日まで補償!



- 通院補償も充実!
ギブス(装具等は除く)
装着も補償*

*骨折等の部位および
固定範囲によっては、
補償の対象外となる場
合があります。

- 日常生活における
賠償事故も補償

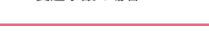
※「個人賠償」の補償は
傷害ライトプランには付
帯していません。



- 月々2,000円から大きな補償!

死亡共済金は
1,000万円*
入院共済金は
8,000円/日* など

*交通事故の場合



「病氣」の補償

- 「けが」の補償と同時に加入により
月額1,000円で加入できます。



- 病氣による入院・手術・放射線治療・
先進医療をすべてセットで補償します



- 80歳まで継続加入ができ、掛け金
はそのまま!(新規加入は74歳まで)



福祉共済のご加入はもちろん、請求手続きも商工会職員が丁寧に対応し書類作成をお手伝い
します。ご興味のある方は商工会までお問い合わせください。(TEL: 43-0266)

事業主も退職金が欲しい！よね

～掛金が所得控除できる自分で掛ける国の積立金～

「小規模企業共済」は、小規模企業の個人事業主や会社の役員が、事業を廃止したり役員を退任した際の生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備するための制度です。この制度は、経営者にとっての「退職金制度」ともいえるもので、将来の不安を軽減するための重要な手段となります。掛金は全額所得控除の対象となり、節税効果も期待できます。さらに、積み立てた掛金を担保に低金利で貸付を受けることも可能です。

詳細やご加入を希望される方は、商工会までご連絡ください（TEL：43-0266）

【加入対象となる会社の規模】

営む事業の種別		従業員数の制限
1	建設業 製造業 運輸業 不動産業 農業 サービス業（宿泊業、娯楽業に限る）等	常時使用する従業員（注1）の数が20人以下
2	商業（卸売業・小売業） サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）	常時使用する従業員（注1）の数が5人以下

注1：「常時使用する従業員」とは、共済加入時点で、事業主や専従者、家族従業員、パート・アルバイトを除いた正社員として雇用されている方をいいます。

【メリット】

- ・掛金は全額所得控除できます。
- ・納めている所得税が大きいほど（税率が高いほど）節税効果が高くなります。
- ・月々の掛金は 1,000～70,000 円まで 500 円単位で自由に設定が可能です。
途中で掛金金額を変更（増減額）することも自由にできます。
- ・個人事業の専従者も「共同経営者」として加入することができます（2 名まで）。
- ・共済金は退職所得扱いで、受取額に対し一定額の控除があります。
条件（積立額 300 万円以上で 60 歳以上）に合えば年金型でも受け取れます。
- ・急に資金が必要になったとき、積立金を担保に低利で借入ができます。
- ・加入 15 年以上で 65 歳以上なら廃業でなくても共済金として受け取ることができます。

【デメリット】

- ・掛金は事業経費になりません（国保や社会保険の本人支払い分と同じ扱い）。
- ・所得税が発生していないと節税効果はありません。
- ・解約の場合、加入 20 年未満では掛金元金を割り込み 1 年以内だと一切戻りません。
（廃業や役員退任の場合は、共済金となるためこの限りではありません）
- ・個人の資金を長期に積み立てることが前提の制度です。資金が固定化されます。

【共済金試算サイト】

- ・これから加入した場合の掛金に応じた受取共済金額が試算できます。

以下の URL、又は右の QR コードからアクセスしてください。

<https://kyosai-web.smrj.go.jp/skyosai1/simulator/>



従業員向けの国の退職金制度「中小企業退職金共済」もございます。詳しくは商工会まで。

9月でスタンプシール配布を終了します ～八商スタンプ会 長らくのご愛顧ありがとうございました～

八商スタンプ会は、昭和51年4月に設立され、長きにわたりスタンプシール事業を中心に、わくわくキャンペーンなど売出し事業を行ってまいりました。

加盟店である町内小売店舗が減少傾向にあることや、スタンプシール自体の形も時代の流れから取り残されつつあり、残念ながら今年度でスタンプシール事業を終了する運びとなりました。永らくのご愛顧に感謝申し上げます。

スタンプシール事業終了後、スタンプ会も解散となります。スタンプ会に代わるお客様への還元事業として、今後は、より広い業種が連携する新たな形を模索していく予定です。

【スタンプシール事業終了までのスケジュール】

- ・加盟店商品ご購入によるスタンプシール配布 : 令和8年9月30日まで
- ・スタンプシールを貼付した台紙による加盟店でのお買物 : 令和9年3月31日まで
(令和9年4月1日以降は、台紙でのお買い物ができなくなります。お早めにご利用ください)

例年開催してきました「やおつまること わくわくキャンペーン」も今年度が最後となります。キャンペーンは10月1日から11月30日の間に実施予定です。最後の機会、皆さまのご応募をお待ちしております。

ものづくり補助金9月末受付開始 ～新事業進出・ものづくり商業サービス補助金～

この補助金は、革新的な商品開発や、新市場・高付加価値事業への進出により、生産性向上を図り、賃上げにつなげる新たな取組みに挑戦する中小企業を対象とする補助金です。

【共通要件】

- ・申請期限：令和8年9月30日～10月30日（商工会へのご相談は9月18日までに）
- ・共通要件：補助事業終了後3～5年の事業計画期間中、②事業者全体の付加価値額の年平均成長率を4.0%以上増加させ、④従業員（非常勤を含む）1人あたり給与支給総額の年平均成長率を3.5%以上増加させ、かつ⑤事業所内最低賃金を、地域最低賃金より30円以上高い水準にすること（未達成の場合補助金返還義務あり）

① 革新的新製品・サービス枠

- ・補助率等：小規模事業者 2/3、中小企業 1/2 750～2,500万円（従業員数による）
- ・対象事業：革新的な新製品・新サービス開発の取組み

② 新事業進出枠

- ・補助率等：小規模事業者・中小企業とも 1/2 2,500～7,000万円（従業員数による）
- ・対象事業：既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業進出の取組み

③ グローバル枠

- ・補助率等：小規模事業者・中小企業とも 2/3 2,500～7,000万円（従業員数による）
- ・対象事業：海外市場開拓（輸出）に向けた、国内の輸出体制強化の取組み

事業者の 事業者による 事業者のための募金

～熊本震災に対する義援金を募集します～

このたび発生した令和8年熊本地震により、熊本県が甚大な被害を受けたことを踏まえ、商工会では被災地支援のため義援金を募集することといたしました。

皆様からお寄せいただいた義援金は、岐阜県商工会連合会にて取りまとめ、全国商工会連合会を通じて被災地である熊本県商工会連合会へ全額送金され、被災された事業者様や商工会の支援に活用される予定です。

被災地商工業の一日も早い復旧・復興のために、皆様の温かいご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

皆さまからの義援金は商工会窓口と口座振込にて承ります。なお、義援金にご協力いただいた事業者様は、原則商工会ホームページにてお名前の紹介を予定しております（匿名も可）。

ご協力いただける事業者様は、以下の「申出書」を商工会までFAX または窓口にご提出ください。



九州商工会・会議所青年部連携による支援風景
(日刊工業新聞より)

【義援金振込先】

- ①東濃信用金庫 八百津支店 普通預金 □座番号 0102969
- ②十六銀行 八百津支店 普通預金 □座番号 0127661
- ③めぐみの農協 八百津支店 普通預金 □座番号 9407804

・口座名義（共通）：八百津町商工会 会長 土谷 雄戈（ツチャ タケトシ）

【義援金申出書】 商工会 FAX：43-2448

事業所名（お名前）			
義援金額（振込日）	円（ 月 日振込）		
提供方法	☐ 口座振込（東信・十六）	☐ 商工会窓口持参	
商工会ホームページでの紹介	☐ 希望しない（匿名）		

※ 商工会ホームページでのご紹介はお名前のみで、金額は記載いたしません。



商工会は経営支援を通じて企業の未来に貢献する！

八百津町商工会

加茂郡八百津町八百津3800-4

TEL (0574) 43-0266 FAX (0574) 43-2448

E-mail : yaotsu@ml.gifushoko.or.jp

<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>